

香美町障害者福祉計画策定に関するアンケート調査業務プロポーザル実施要領

香美町障害者福祉計画策定に関するアンケート調査業務について、業務受託候補者をプロポーザルにて選定するため、必要な事項を定める。

1 目的

本町の障害者施策を総合的かつ体系的に推進するための基本的な指針となる第4期香美町障害者福祉計画（2024-2029）の策定にあたり、町内在住の身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者福祉手帳所有者並びに障害福祉サービス受給者の障害者施策に対する意見や要望、満足度などに関する「障害者福祉計画策定に関するアンケート調査」を行い、今後の障害者施策のあり方についての基礎資料の作成を行う。

2 業務概要

(1) 業務名称

香美町障害者福祉計画策定に関するアンケート調査業務

(2) 業務内容

別紙「香美町障害者福祉計画策定に関するアンケート調査業務仕様書」のとおり

(3) 業務委託費上限額

1, 892, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 業務期間

契約締結の日の翌日から令和5年10月31日（火）まで

3 参加資格

参加資格は、次に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生開始手続開始又は再生手続開始の申し立てをしていないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第1号から第4号及び第6号に該当しないこと。
- (4) 近畿2府4県内に本店、支店又は営業所があること。
- (5) 参加申込書の提出時において、国及び近畿2府4県内の地方公共団体から指名停止の措置を受けていないこと。参加申込書の提出期限から契約締結の日までの間に国及び近畿2府4県内の地方公共団体から指名停止の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。
- (6) この公告の日から過去5年以内に、地方公共団体等における本業務と同種の業務を元請により完了した実績を有すること。

4 手続の内容及び実施スケジュール等

手続きの内容	期日及び提出物等
(1) 公募開始	令和5年5月8日(月)
(2) 質問書提出期限	令和5年5月12日(金) 12時 質問書(任意様式)
(3) 質問書への回答	令和5年5月16日(火) 17時
(4) 参加申込書提出期限	令和5年5月19日(金) 17時 参加申込書(様式1) 会社概要及び実施体制等(様式2) 業務実績書(様式3) 工程計画書(様式4)
(5) 辞退届提出期限	令和5年5月23日(火) 17時 辞退届(様式7)
(6) 企画提案書、見積書等 提出期限	令和5年5月24日(水) 17時 提案書(様式5) 企画提案書(任意様式) 見積書(様式6)
(7) 審査結果通知	令和5年5月29日(月)

5 参加手続

本プロポーザルへ参加を希望する事業者は、参加申込書等を次のとおり提出すること。

(1) 提出書類 下記ア～エの書類を各 6 部（正本 1 部、副本 5 部）

ア 参加申込書（様式 1）

イ 会社概要及び実施体制等（様式 2）

ウ 業務実績書（様式 3）

エ 工程計画書（様式 4）

(2) 提出先 〒669-6592

兵庫県美方郡香美町香住区香住 870 番地の 1

香美町福祉課社会福祉係

(3) 提出期限 令和 5 年 5 月 19 日（金） 17 時（必着）

(4) 提出方法 郵送又は持参による。

（郵送の場合は配達を証明できるものに限る。）

6 質問及び回答

本実施要領及び仕様書等に関し不明な点がある場合は、質問書（任意様式）を電子メールにより提出すること。なお、電子メール送信後に、必ず受信確認を行うこと。

(1) 提出先 香美町福祉課社会福祉係

電子メール：fukushi@town.mikata-kami.lg.jp

送信時は、件名を「香美町障害者福祉計画策定に関するアンケート調査業務に関する質問書」とすること。

(2) 提出期限 令和 5 年 5 月 12 日（金） 12 時

(3) 回答方法 令和 5 年 5 月 16 日（火） 17 時までに、電子メールにて回答する。

7 辞退届の提出

参加申込書等の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次のとおり提出すること。

(1) 提出書類 辞退届（様式 7）

(2) 提出先 香美町役場福祉課社会福祉係

(3) 提出期限 令和 5 年 5 月 23 日（火） 17 時（必着）

(4) 提出方法 郵送又は持参による。

（郵送の場合は配達を証明できるものに限る。）

8 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加申込みをした者は、企画提案書等を次のとおり提出すること。

- (1) 提出書類 下記ア～ウの書類を各 6 部（正本 1 部、副本 5 部）

ア 提案書（様式 5）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 見積書（様式 6）

- (2) 提出先 香美町福祉課社会福祉係

- (3) 提出期限 令和 5 年 5 月 2 4 日（水） 1 7 時（必着）

- (4) 提出方法 郵送又は持参による。

（郵送の場合は配達を証明できるものに限る。）

- (5) 企画提案書作成上の留意事項

企画提案書の作成にあたっては、「香美町障害者福祉計画策定に関するアンケート調査業務仕様書」の内容に留意すること。

9 選定方法

提出された企画提案書等の提出書類による書類審査を行い、契約の相手方となる業務受託候補者を選定する。

- (1) 書類審査

参加申込書、企画提案書等のすべての提出書類をもとに審査を行い、業務の受託候補者を選定する。

- (2) 審査基準

審査にあたっては、次の審査項目に基づき総合的に評価する。

審査項目	審査内容	重要度
業務実績書	事業者の業務実績	
業務実施体制	適切な実施体制となっている	
実施工程	確実に実施できる工程になっている	
企画提案書	仕様書に記載された業務に対する提案が具体的かつ明確で、説得力がある	◎
独自提案	説得力のある独自提案ができている	○
見積金額	提案内容を勘案して適当である	○

(3) 受託候補者の選定

審査基準による評価点を基に業務の受託候補者を選定する。

(4) 審査結果の通知

ア 通知時期 令和 5 年 5 月 2 9 日 (月)

イ 通知方法 企画提案書等を提出した全事業者に対して郵送により書面で通知する。

1 0 契約

(1) 契約方法

選定された業務受託候補者と香美町は、対象業務の仕様について協議し、その内容を決定したうえで、契約を締結する。ただし、協議の結果、合意に至らなかったときは、次点の者と契約締結を交渉する。

(2) 契約内容

業務受託候補者と香美町の双方が協議のうえ定めた仕様書に基づくものとする。ただし、委託料は、提出された見積書を再度精査し、決定する。(見積価格は、提案内容評価の参考資料として利用するものであり、必ずしも契約金額とならない。)

(3) 契約締結の時期

令和 5 年 5 月 3 0 日 (火)

(4) 業務期間

契約締結の日の翌日から令和 5 年 1 0 月 3 1 日 (火) まで

1 1 留意事項

(1) 提案書の作成、見積書の作成、提出等、本プロポーザルに要する経費はすべて参加者の負担とする。

(2) 企画提案書は 1 者につき 1 案とする。

(3) 提出された企画提案書の修正、変更、追加は認めない。

(4) 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しない。ただし、不採用となった場合には、本町で定めた保存年限満了後、本町の責において全て処分するものとし、本プロポーザルの審査以外では使用しない。

なお、提出書類や選定結果（不採用となった団体の名称、審査内容含む）は、香美町情報公開条例（平成 1 7 年 4 月 1 日条例第 1 2 号）に基づく公文

書開示請求の対象となる。

- (5) 本プロポーザルに提出された企画提案書は、本町の許可なく公表及び使用してはならない。
- (6) 業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (7) 本町が提供又は貸与した資料は、本業務以外には使用してはならない。
- (8) 審査に係る電話等による問い合わせには応じない。
- (9) 審査に対する異議を申し立てることはできない。